

上牧町地域公共交通計画策定支援業務委託仕様書

1. 業務名

上牧町地域公共交通計画策定支援業務

2. 業務の目的

全国的に自家用車への依存の高まりや人口減少が進む中、公共交通機関の利用者が減少し、民間交通事業者や自治体の財政負担の増加や路線バスや鉄道の減便・廃止など、公共交通事業を維持していくことが年々厳しさを増している。

上牧町（以下「本町」という。）においても誰もが移動しやすい交通手段を確保することは、個人の自立した生活を支え、まちづくりや地域社会の活性化へ非常に重要な課題となっている。また、鉄道駅の無い本町にとって主要鉄道駅に接続する路線バス及びタクシーを維持することも重要な課題である。

一方で、本町では無償で運行しているコミュニティバスについて、利用実態や運行体制、財政負担等の観点から持続性に課題を抱えており、今後の運行形態や制度の在り方について検討が求められる。また、地域の実情を考慮した交通空白への対策も求められる。

本業務は、路線バス、タクシー、コミュニティバスなど既存の地域公共交通を見直し、地域の特性を考慮した地域公共交通を検証するため、地域公共交通のマスタープランとなる上牧町地域公共交通計画を策定するものである。

3. 業務対象区域

上牧町内全域

4. 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）

5. 準拠する法令等

本業務は、本仕様書のほか、次に掲げる関係法令、参考図書等に準拠して実施するものとする。

- (1) 持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第36号）
- (2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）
- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- (4) 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (6) 奈良県地域公共交通計画
- (7) 上牧町第5次総合計画
- (8) 地域公共交通計画の「アップデートガイダンス」概要版（国土交通省）
- (9) 地域公共交通計画の「アップデートガイダンス」手順書（国土交通省）
- (10) 「アップデートガイダンス」データ活用の手引き（国土交通省）
- (11) 「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」（国土交通省）

6. 業務概要

本業務の概要は次のとおりとする。

- (1) 計画準備
- (2) 地域公共交通計画素案の作成
 - 1) 計画の枠組みの検討
 - 2) 地域の特性及び地域公共交通の現状把握
 - 3) 上位・関連計画の整理
 - 4) 関係者へのヒアリング調査
 - 5) 地域公共交通を取り巻く課題の整理
 - 6) 地域公共交通が目指す姿の検討
 - 7) 目標・指標の検討
 - 8) 新たな交通手段の導入可能性の整理
 - 9) 実施施策の検討
 - 10) モニタリング方法の検討
 - 11) 計画の取りまとめ
- (3) パブリックコメント支援
- (4) 協議会等運営支援
- (5) 成果報告書の作成
- (6) 打合せ

7. 業務内容

(1) 計画準備

本業務の実施にあたり、業務計画書及び工程管理計画を立案すること。その際、法定協議会の開催時期や検討内容、関係者との調整事項を整理し、効率的かつ実効性のある業務推進体制を構築すること。

(2) 地域公共交通計画素案の作成

1) 計画の枠組みの検討

地域公共交通計画の骨格となる目次や検討すべき要素を整理し、本町における主要な論点（コミュニティバスの在り方、新たな交通手段の導入可能性、担い手確保等）を踏まえた計画の枠組みや骨子案を検討すること。

2) 地域の特性及び地域公共交通の現状把握

人口動態や交通網、土地利用、主要施設配置等について、各種統計等の既存資料のほか、潜在需要に関するデータ（携帯電話のGPSデータ等）を用いて把握し、地域の特性を整理すること。また、路線バス、タクシー、コミュニティバス等の地域公共交通の運行体制（運転者の確保状況を含む）、運行形態、利用状況、運行経費、収支状況、公共交通空白地域の状況等を整理する。その他、過年度に実施した上牧町地域公共交通ニーズ調査の結果を反映させ、住民の移動実態や移動ニーズ等を整理し、地域公共交通計画へ反映させること。

なお、上牧町地域公共交通ニーズ調査の結果については、上牧町から提供するものとする。

3) 上位・関連計画の整理

国・県のほか、総合計画や現在策定中の都市計画マスタープラン、立地適正化計画などのまちづくりや、公共交通に関する上位・関連計画を整理する。

4) 関係者へのヒアリング調査

地域公共交通の運行関係者を対象にヒアリング調査を行い、本町における地域公共交通の現状や、新たな交通手段の導入や運行形態の見直しに関する意向、運行上の制約条件（人材・車両・制度等）についても把握すること。

調査方法	上牧町が各調査対象へ事前連絡を行い、受注者が調整・訪問して調査実施
想定される調査対象	交通事業者（バス1社、タクシー2社を想定） <ul style="list-style-type: none">● 奈良交通株式会社● ひまわりタクシー株式会社● 志都美タクシー株式会社 庁内関係課（庁内会議 2回程度）

5) 地域公共交通を取り巻く課題の整理

ここまでの整理結果を踏まえ、地域公共交通を取り巻く課題を利用者・運行主体・行政のそれぞれの視点から取りまとめ、優先順位の高い課題を明らかにする。

6) 地域公共交通が目指す姿の検討

ここまでの整理結果に基づき、上位・関連計画と整合した基本理念や基本方針、施策の方向性を検討する。また、本町の地域公共交通が目指す姿（将来地域公共交通ネットワークイメージ図）を作成する。また、将来地域公共交通ネットワークイメージ図の作成にあたっては、既存交通の維持・再編と新たな交通手段の役割分担を明確に示すものとする。

7) 目標・指標の検討

基本方針に応じた目標を検討し、目標の達成度を評価するための指標、数値目標を検討する。

8) 新たな交通手段の導入可能性の整理

本町における新たな交通手段の導入について、既存交通事業者の意見・運行コスト・担い手の確保・制度面での制約等を踏まえ、導入可能性について検討し実施条件を整理し本町に適した移動手手段の選択肢を整理すること。

9) 実施施策の検討

地域公共交通が目指す姿の実現に向け、地域公共交通の再編による新たな移動手手段の導入の必要性の有無も念頭に、目標を達成するための具体的な実施施策を明らかにし、実施主体やスケジュールを検討する。具体的な実施施策の検討においては、実現性や既

存事業の進捗状況、予算制約、関係者の目線等も重要であることから、必要に応じて関係者との調整を支援すること。

10) モニタリング方法の検討

P D C A サイクルによる施策の推進体制のほか、機動的な施策の実行・見直しを図るためのモニタリングの方法やスケジュール等を検討する。

11) 計画の取りまとめ

ここまでの結果を取りまとめ、地域公共交通計画の素案を作成する。

(3) パブリックコメント支援

庁内照会及びパブリックコメントを実施し、収集した意見の整理支援、取りまとめた意見への対応方針を検討し、地域公共交通計画案に反映する。

(4) 協議会等運営支援（法定協議会の開催目安は年4回程度とする）

円滑に会議が進行するよう、会議資料の作成・印刷、議事要旨作成等事務局の運営を支援する。また、各回の法定協議会において、地域公共交通計画の策定に向けた論点整理や意思決定が段階的に行われるよう、検討テーマの設定、論点の整理、判断材料の提示等を行うものとする。特に、新たな交通手段の導入可能性や運行形態等の重要事項については、協議会における合意形成を見据えた資料作成及び議論整理を支援すること。

(5) 成果報告書の作成

報告書の作成は、計画書に記載されなかった検討過程等についても記載するものとし、計画書記載内容について、検討経緯も含めて明確にし、作成するものとする。

(6) 打合せ

打合せ協議は業務着手時と納品時に主任技術者が出席するものとするほか、中間時の打合せ協議を3回程度実施する。協議内容については適宜記録し、記録簿としてまとめる。なお、業務の遂行上で必要が生じた場合は、打合せ協議を行うものとする。

8. 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。なお電子データについては、発注者が活用できるよう PDF ファイルだけではなく、オリジナルファイル

(.docx、.xlsx、.pptx、.shp 等) とし、表やグラフ等は Excel データに別途取りまとめ、バックデータと合わせて納品すること。なお、本業務における成果品はすべて本町に帰属するものであり、本町の許可なく複写、複製または第三者に提供してはならない。

(1) 業務報告書（各種調査集計・分析結果及び関係資料）	2部
(2) 計画策定に係る関係書類及び各種会議等の運営記録	1式
(3) 上牧町地域公共交通計画（A3判概要版・カラー）	50部
(4) 上牧町地域公共交通計画（A4判簡易製本・カラー）	50部
(5) 上記(1)～(4)を記録した電子媒体（CD-R）	1式

9. 成果品の提出先

上牧町まちづくり推進課

〒639-0293 奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3350番地

TEL：0745-76-2503 FAX：0745-76-1002

10. 特記事項

(1) 再委託

本業務の全部を第三者に再委託してはならない。また、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ本町に書面により報告し、承認を得ること。

(2) 守秘義務

本業務上知り得た情報等については、本町の承諾なしに本業務以外で使用してはならない。また、第三者に対し漏洩してはならない。なお、この守秘義務は契約終了後も継続するものとする。受託者の責により秘密が漏洩し、本町が損害を受けた場合、受託者はその損害に対し賠償の責を負う。

(3) セキュリティ対策

本業務において送信する電子メール及び電子メールに添付する書類については、コンピュータウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理を実施すること

(4) 瑕疵

受注者は、成果品の引き渡し後においても、当成果品について不備あるいは、瑕疵の指摘があった場合、速やかに無償にて訂正を行うものとする。

11. その他

本仕様書に定めのない事項や本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに本町と協議を行い、指示を仰ぐこと。